

## 個別の教育支援計画・個別の指導計画の新様式例について

平成28年4月からの「障害者差別解消法」の施行に伴い、学校等の公的機関においては合理的配慮の提供が法的義務となりました。その際、合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記することが重要であり、個別の指導計画にも活用されることが望ましいとされています。また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等といった「多様な学びの場」における指導の充実が求められています。

そこで、これまでの個別の教育支援計画・個別の指導計画の様式例を見直し、幼稚園・保育所・認定こども園、小学校、中学校、高等学校等において、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成する際の手がかりとなる新たな様式例を示しています。

### ● 個別の教育支援計画の新様式例

- ・ 個別の教育支援計画〔様式例1〕Word（全ての学校種用）
- ・ 個別の教育支援計画〔様式例2〕Word（全ての学校種用）
- ・ 個別の教育支援計画〔様式例3〕Word（全ての学校種用）

※ 様式例1は、「ふくおか就学サポートノート」（下欄参照）に対応しています。

※ 様式例3は、「サポートヒントシート」（下欄参照）に対応しています。

### ● 個別の指導計画の新様式例

- ・ 個別の指導計画〔様式例1〕Word（小・中学校の特別支援学級用）
- ・ 個別の指導計画〔様式例2〕Word（小・中学校の通級指導教室用）
- ・ 個別の指導計画〔様式例3〕Word（小・中学校の通常の学級、高等学校用）

※ 様式例1は、通知表に転用できる様式です。

※ 様式例2は、通級終了目標及び在籍学級との連携を明示する様式です。

## ★注意事項

- 様式例は、幼児児童生徒の実態に応じて、形式を作り変えて活用できること。
- 各様式例は、示されている対象学校種・学級種等での作成・活用を意図しているが、他の学校種・学級種等においても、幼児児童生徒の実態に応じて活用できる場合が考えられること。
- 作成及び活用に当たっては、本人（保護者）等の参画が大切であること。
- 個人情報の取扱いは、十分注意すること。特にデータ等は、厳重に管理し、外部電子媒体等への保存は絶対にしないこと。

### 【個別の教育支援計画とは】

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、乳幼児期から卒業までの一貫した的確な支援を目的として作成されるもので、家庭、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関等の連携について書かれた計画のことです。また、合理的配慮の内容を明記することが重要です。

### 【個別の指導計画とは】

一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ計画のことです。また、合理的配慮の内容を活用されることが望まれます。

### 【ふくおか就学サポートノートとは】

関係者がお子さんのことを理解し、お子さんが一貫した継続性のある支援が受けることができるように作成したものです。お子さんの情報を整理して進学・就労先等へ伝えることで、安心した新生活をスタートさせるものです。

### 【サポートヒントシートとは】

特別支援教育の視点から生徒理解を深め、その支援について検討するものです。CD「通常の学級における特別支援教育充実のために」（福岡県教育委員会 平成22年3月）及び研究紀要「通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」（福岡県教育センター 平成27年3月）に収録されています。